

# 代理人によるマイナンバーカードの受け取りについて

病気、身体の障がい等やむを得ない理由により本人の来庁が困難であると認められるときは、代理人によるマイナンバーカードの受け取りができます。下記の持ちものをお持ちください。

(注) やむを得ない理由として認められる理由は下記のとおりです。仕事が忙しいなどの理由では代理人による受け取りは認められません。

## 当日の持ちもの

- (1) マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書（同封のはがき）
- (2) 本人の通知カード（お持ちの方）
- (3) 本人の住民基本台帳カード（お持ちの方）
- (4) 本人の本人確認書類 ⇒ 表面【本人確認書類】のA欄2点、またはA欄1点+B欄1点、  
もしくはB欄3点（ただし、顔写真付きのもの1点以上含む。）  
顔写真なしのマイナンバーカード（1歳未満の子）については、B欄2点
- (5) 代理人の本人確認書類 ⇒ 表面【本人確認書類】のA欄2点、またはA欄1点+B欄1点
- (6) 代理権を証明する書類（下記をご覧ください。）
- (7) 本人の来庁が困難であることを証明する書類（下記をご覧ください。）

やむを得ない理由	(6)代理権を証明する書類	(7)本人の来庁が困難である証明する書類の例
成年被後見人 被保佐人、被補助人	登記事項証明書、代理行為目録など代理権を確認できる書類	登記事項証明書、代理行為目録など代理権を確認できる書類
未就学児、小学生、 15歳未満の中学生	本人の戸籍謄本（本籍が花巻市の方または同一世帯の親の場合は不要）	生年月日入りの本人確認書類
15歳以上の中学生、 高校生、高専生	委任状※	学生証、在学証明書
75歳以上の高齢者	委任状※ (本人が窓口に来ることが困難である旨を記載してください。)	生年月日入りの本人確認書類
長期入院者、 施設入所者	委任状※	入院診療計画書、入院していることが確認できる領収書、診療明細書、施設に入所している事実を証する書類、病院長や施設長が作成する顔写真証明書
要介護・要支援認定者	委任状※	介護保険被保険者証、本人を担当する介護支援専門員（ケアマネージャー）が所属する事業者の長が作成する顔写真証明書
妊婦	委任状※	母子健康手帳
病気、障がいなど	委任状※	診断書、障害者手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証、特別児童扶養手当証書
海外留学	委任状※	査証の写し、留学先の学生証の写し
長期出張者、長期に航行する船員など	委任状※	出張命令書、辞令 (仕事の内容、勤務場所、勤務形態等の客観的状況に照らして来庁が困難であると認められる場合に限ります。)
ひきこもりの状態にある方	委任状※	相談している公的な支援機関が記入した顔写真証明書

※(1) マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書の代理人の欄に記入しお持ちください。